

機関番号：10101

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530062

研究課題名 (和文) 純粋経済損失の類型的考察

研究課題名 (英文) Categorical Analysis on Pure Economic Loss Cases

研究代表者

新堂 明子 (SHINDO AKIKO)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00301862

研究成果の概要 (和文)：純粋経済損失が発生する事例につき、(A) 過失不実表示類型、(B) 瑕疵建物類型ないし役務不履行類型、(C) 間接被害者類型を析出し、類型ごとに、過失不法行為責任の成否とその理由を考察した。

研究成果の概要 (英文)：This study classifies cases involving pure economic loss - economic loss in the absence of any physical damage - into 3 categories, i.e., (A) negligent misrepresentation, (B) defective premises or negligent performance of services and (C) indirect victims or negligent interference with contract, and considers whether tort liability for negligence should arise and its rationale.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度	0	0	0
年度	0	0	0
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究代表者の専門分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：契約法、不法行為法、契約責任、不法行為責任、責任競合、純粋経済損失

1. 研究開始当初の背景

純粋経済損失 (pure economic loss) とは、原告の人身に対する被害または原告の財産に対する損害、すなわち、物理的な損害 (physical damage) に由来しない、原告に対する経済的な損失 (economic loss) をい

う。純粋金銭損失 (pure financial loss) といわれることもある。一方で、契約法は経済的な利益を保護するものであるから、契約違反に基づいて純粋経済損失の賠償を認めることには何の問題もない。他方で、不法行為に基づいて純粋経済損失の賠償を認めることには多くの問題がある。故意不法行為の

場合は格別（吉田邦彦『債権侵害論再考』（1991））、過失不法行為の場合、法が保護する対象は、原告の生命、身体、財産などであり、債権、期待権などの経済的な利益ではないからである。

1990年代から現在に至るまで、コモン・ロー諸国または大陸法諸国を問わず、法学者、実務家、裁判所、立法者の誰もが、過失不法行為による純粋経済損失の発生という現象に直面し、そこから生じる問題を解決しようと挑戦してきた（Mauro Bussani & Vernon Valentine Palmer (eds), *Pure Economic Loss in Europe* (2003); Willem H. van Boom, Helmut Koziol & Christian A. Witting (eds.), *Pure Economic Loss* (2003)）。しかし、純粋経済損失という概念を使わないと思われる日本法においては、そこから生じる問題を熱心に議論しているとはいえない（わずかに、能見善久「比較法的にみた現在の日本民法（純粋経済損失の問題を中心に）」広中俊雄&星野英一編『民法典の百年 I 全般的考察』（1998）619頁以下があるのみである）。そこで、コモン・ロー諸国法（とくにイギリス法）および大陸法諸国法（とくにドイツ法）における理論および裁判実務を検討したうえで、日本法を検討し、両者を比較する。

2. 研究の目的

純粋経済損失が発生する事例につき、過失不法行為責任の成否とその理由を考察する。

3. 研究の方法

純粋経済損失が発生する事例につき、(A) 過失不実表示類型、(B) 瑕疵建物類型ないし役務不履行類型、(C) 間接被害者類型を析出し、類型ごとに、過失不法行為責任の成否とその理由を考察する。

4. 研究成果

(1) 定義

物理的侵害（物理的損害）とは、加害者による、被害者の生命または身体の侵害による損害（人的損害）と被害者の所有物ないし所有権の侵害による損害（物的損害）をあわせたものをいう。

経済的損失とは、このような物理的侵害（物理的損害）なく発生した損害のことをいう。

イギリス過失不法行為（ネグリジェンス）法は、物理的損害なく発生した経済的損失に関し、その発生を回避する注意義務を否定し、過失不法行為責任を否定する。日本民法 709条にそくしていえば、過失の要件の中で判断していることになる。

ドイツ民法 823 条 1 項は、法律上保護される権利——生命、身体、健康、自由、所有権、その他の権利——を列挙し、その権利の侵害なく発生した損害につき、不法行為責任を否定する。日本民法 709 条にそくしていえば、権利利益侵害の要件の中で判断していることになる。

(2) 過失不法行為責任否定準則

イギリス法においては、純粋経済損失に関し、過失不法行為責任を否定するのが準則である。その理由については、次のように説かれている。

①生命、身体、所有物ないし所有権のほうが経済的利益よりもずっと重要であるという理由である。生命、身体のほうが経済的利益よりも重要といえるかもしれないが、所有物ないし所有権のほうが経済的利益よりも重要といいきれるか。あらゆる経済的利益について不法行為法の保護を否定してよいか。ここでは、被害者の権利または利益をどのようにランクづけるかが、まさに問題となる。

②いわゆる水門論争がある。すなわち、物理的損害と経済的損失を区別することなく（水門を開けて）請求を許すと、裁判所は訴訟の洪水に曝されよう、加害者も不確定な数の被害者に対する不確定な額の責任に曝されよう。したがって、（水門を閉じて）請求を許さない、というものである。

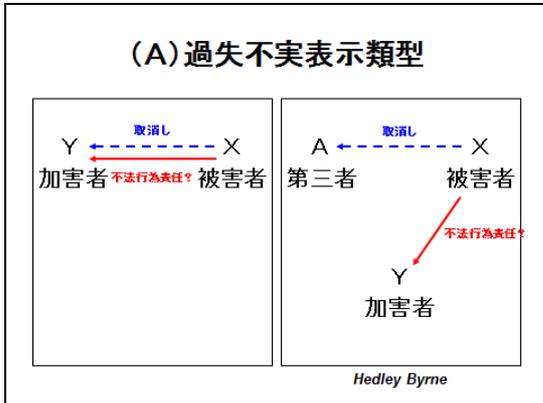
③不法行為法は契約（ないし契約法）に介入すべきでないという議論がある。フィナンシャルでコマーシャルな権利（経済的利益）の保護は契約（ないし契約法）に固有の問題であり、不法行為法が介入すべきではないのである。

(3) 類型的考察

以上の問題を考える際には、純粋経済損失

が発生する事例を分類し、その類型ごとに考察するのが便宜であると主張されており、次のような類型が説かれている。

(A) 過失不実表示類型



表示者Yの被表示者Xに対する不実表示により、たとえば、XがYから割高で物を買う、あるいは、Xが第三者Aから割高で物を買う、という事例である。

①イギリス法においては、詐欺による不実表示に対し、契約を取り消すことができるとともに、詐欺不法行為責任を追及することができる。そして、過失による不実表示に対し、契約を取り消すことができるとともに、過失不法行為責任を追及することができる (Hedley Byrne & Co Ltd v Heller & Partners Ltd [1964] AC 465)。

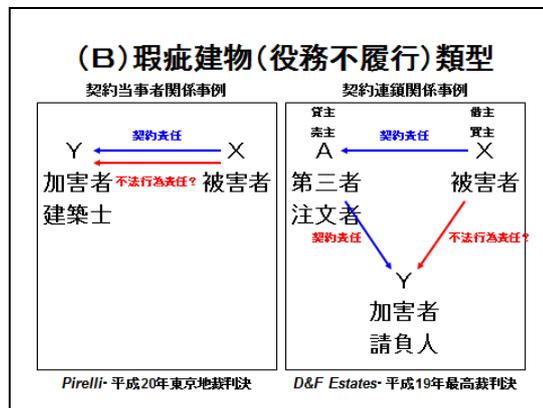
②日本法においては、詐欺による不実表示に対し、契約を取り消すことができるとともに (日本民法 96 条)、詐欺=故意不法行為責任を追及することができる (同 709 条)。しかし、過失による不実表示に対し、契約を取り消すことができないけれども、過失不法行為責任を追及することはできる (同 709 条)。このとき、形式的には、契約は無効と評価されていないが、実質的には、過失不法行為責任を肯定することにより、契約を否定するかのごとく評価されている。すなわち、取消法の下での評価と過失法の下での評価が「矛盾」しているもので、適切ではないのではないかと、日本では議論されている。現在、イギリス法の不実表示制度を日本法へ導入することが検討されており、このような「評価矛盾」の問題は解消されるものと期待されている。

過失不実表示類型で過失不法行為責任を肯定する場合、次の点が問題となる。

①被害者の利益については、取消法にそくせば、被害者による意思表示が加害者による不実表示からフリーなことであり、そうでないとき、不実表示による意思表示を取り消し、不実表示による意思表示がなかったならばあったであろう状態 (純粹經濟損失) を回復できることである。不法行為法にそくせば、不実表示という不法行為がなかったならばあったであろう状態 (純粹經濟損失) を回復できることである。つまり、効果——被害者はどのような状態を回復できるか——については、取消法も不法行為法も同じ方向を向いている。よって、取消法による救済と不法行為法による救済の競合を認めることができる。

②いわゆる水門論争にどう答えるかが問題となる。なぜならば、有体物とは異なり、無体の情報は無限に拡散し、それによる被害者が多数に上る可能性があるからである。

(B) 役務不履行類型 (瑕疵建物類型) ・ 総論



たとえば、建築士YとXの間で建物設計・工事監理契約が締結された事例で、Xに対し瑕疵ある建物が引き渡されたところ、Xに人的損害または当該建物以外の物的損害が生じる前に建物に瑕疵が発見され、Xに建物の瑕疵の補修費用額という経済的損失だけが発生する場合がある。あるいは、請負人Yと注文者Aの間で建物建築請負契約が締結され、さらに、AとXの間で建物売買契約が締結された事例で、上記同様、Xに建物の瑕疵の補修費用額という経済的損失だけが発生

する場合がある。

上記のXとYの間に契約関係がある事例では、XがYに契約責任を追及するか、または、短期消滅時効の規定または瑕疵担保責任期間を短縮する特約により契約責任を追及できないこともあることから、XがYに不法行為責任を追及するか、ということが問題となる。上記のXとYの間に契約関係がない事例では、XがAに、さらに、AがYに契約責任を順次追及するか、または、XがYに不法行為責任を直接追及するか、ということが問題となる。

この類型には、瑕疵ある建物（欠陥住宅）事例のほか、瑕疵ある製品（欠陥製品）事例も入る。このほか、専門家が過失により役務を提供する事例、たとえば、弁護士、鑑定士、建築士が不適切に助言する事例がある。

③イギリス法においては、瑕疵修補費用という純粋経済損失につき、過失不法行為責任は否定されている（*D & F Estates v Church Commissioners* [1989] 1 AC 177）。

④日本法においては、危険な瑕疵に限り、瑕疵修補費用という純粋経済損失につき、過失不法行為責任が肯定されている（最判平成19年7月6日民集61巻5号1769頁）。

瑕疵建物類型で過失不法行為責任を肯定する場合、次の点が問題となる。

①被害者＝債権者の利益については、それは債権なので、保護法益であると（一応）いうことができる。

契約法にそくせば、契約違反がなかったならば、すなわち、契約が履行されたならば、あったであろう状態（契約利益＝純粋経済損失）を回復することができる。ここでかりに不法行為法が契約に介入することを許し、不法行為に基づく損害賠償を認めるとすれば、不法行為がなかったならば、すなわち、契約違反という不法行為がなかったならば、すなわち、契約が履行されたならば、あったであろう状態（契約利益＝純粋経済損失）を回復することができる。しかし、効果——被害者はどのような状態を回復できるか——については、本来、契約法と不法行為法は違う方向を向いている。よって、契約法と不法行為法による救済の競合を認めるべきではない（下記③参照）。

②いわゆる水門論争は問題とならない。というのは、物1個につき、瑕疵という損失も1つだけしか発生しないからである。

③不法行為法は契約に介入すべきでないとの立場から、瑕疵修補費用という純粋経済損失につき、過失不法行為責任を否定すべきである。これが結論である（上記①参照）。ただし、以下の各論では、日本の判例が、危険な瑕疵に限り、瑕疵修補費用という純粋経済損失につき、過失不法行為責任を肯定した理由も検討する。

（B）役務不履行類型（瑕疵建物類型）・各論

イギリスの判例が瑕疵建物類型に対し過失不法行為責任を否定する理由は以下のとおりである。

（1）過失不法行為責任が肯定されれば、契約により定められた標準または契約によるリスク・アロケーションを覆すことになるために、過失不法行為責任は否定される。よって、契約の連鎖を遡り、順に契約責任が追及されるべきである。

（2）瑕疵建物類型では、水門論争は問題としないとしたが、しかし水門論争は別の形で問題となる。すなわち、危険な瑕疵と危険でない瑕疵の区別が微妙で困難な場合が多く、危険でない瑕疵にかかる不当なクレームの濫用のおそれを排除するという政策的観点から、危険な瑕疵か危険でない瑕疵かを問わず、責任を否定することに重要な意義がある。

（3）貴族院が責任を否定したのは、すでに立法府による制定法が存在し、それにより同様の保護が図られていたからである（*Defective Premises Act 1972*）。他方、最高裁が責任を肯定したのは、いまだ立法府による制定法が存在せず、それにより同様の保護が図られていなかったからである（*住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11（1999）年）*）。

日本の判例が瑕疵建物類型に対し危険な瑕疵に限り過失不法行為責任を肯定する理由は以下のとおりである。

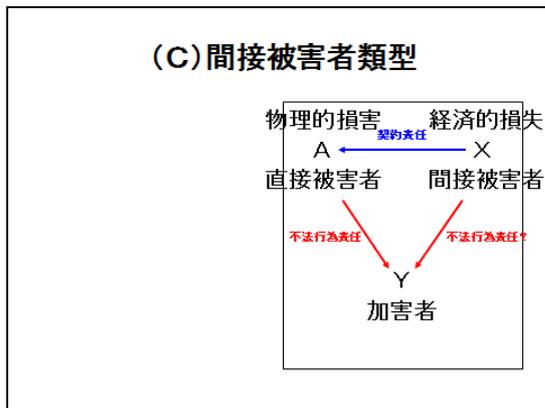
（4）物理的侵害を予防すべく、その物理的侵害の危険性が存しないことを保護法益と措定したとして最高裁を正当化することができる。

（5）マイホームに欠陥が発覚したときの住宅購入者の精神的落胆や精神的不安はどれほどか。そのような精神的損害を被らない

ことを保護法益と措定したとして最高裁を正当化することもできる。

(4)(5)の理由は、共通の特徴をもつ。すなわち、不法行為法によって保護される利益(4)の場合、周囲の人や物に対して安全であること(危険が存在しないこと)。(5)の場合、住宅の瑕疵による原告の被る精神的損害と不法行為法によって賠償される損害(純粋経済損失=瑕疵補修費用)の間にギャップがあることである。

(C) 間接被害者類型



加害者Yが、直接被害者Aに物理的損害を生じさせた結果、Aと契約関係にある、間接被害者Xに経済的損失を生じさせた事例である。つまり契約侵害という不法行為である。

①イギリス法においては、過失不法行為責任が肯定されたことはない (*Spartan Steel and Alloys Ltd v Martin & Co Ltd* [1973] QB 27)。

②日本法においても、限定された要件のもとでしか認められていない (*Shinmeido Pharmacy Co Ltd v Kondo* (Sup Ct, Nov 15, 1968, 22 Minshu 2614))。

間接被害者類型で過失不法行為責任を肯定する場合、次の点が問題となる。

①被害者の利益については、それは債権なので、保護法益であると(一応)いうことができる。

②いわゆる水門論争にどう答えるかが問題となる。というのは、直接被害者と契約を結ぶ間接被害者が多数に上る可能性があるからである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

- ① 新堂明子、契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失(補修費用額)が生じる例をめぐって——、北大法学論集、査読無、61巻6号、2011、pp. 2270-2249
- ② 新堂明子、契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失(補修費用額)が生じる例をめぐって、NB L、査読無、936号、2010、pp. 17-28
- ③ 新堂明子、空クレジット契約における連帯保証人の錯誤、消費者法判例百選・別冊ジュリスト、査読無、200号、2010、pp. 48-49
- ④ 新堂明子、賃借権の譲渡・転貸、判例ブラクティス民法Ⅱ債権、査読無、2010、pp. 211-214
- ⑤ 新堂明子、イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について、北大法学論集、査読無、60巻6号、2010、pp. 1752-1725
- ⑥ 新堂明子、純粋経済損失についての一考察——イギリスにおける建物の瑕疵による損害(補修費用)の賠償法理論を中心に、私法、査読無、71号、2009、pp. 192-199
- ⑦ 新堂明子、第三者の債権侵害と不法行為、民法判例百選Ⅱ債権[第6版]別冊ジュリスト、査読無、196号、2009、pp. 42-43頁
- ⑧ 新堂明子、建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任、NB L、査読無、890号、2008、pp. 53-63
- ⑨ 新堂明子、第三者のためにする契約の改正をどう考えるか、椿寿夫ほか編『民法改正を考える』法律時報増刊、査読無、2008、pp. 277-278
- ⑩ 新堂明子、移転させられた損失(3・完)、北大法学論集、査読無、59巻1号、2008、pp. 344-294

[学会発表] (計2件)

- ① 新堂明子、契約と過失不法行為責任の衝

突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって、日本私法学会（シンポジウム）、2010. 10. 11、北海道大学

- ② 新堂明子、純粹経済損失についての一考察——イギリスにおける建物の瑕疵による損害（補修費用）の賠償法理論を中心に、日本私法学会（個別報告）、2008. 10. 12、名古屋大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新堂 明子 (SHINDO AKIKO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00301862

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし